

議案第41号

上越市営住宅条例の一部改正について

上越市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市営住宅条例の一部を改正する条例

上越市営住宅条例（平成9年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第40条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。